

平成28年度消防機関との意見交換会質疑・提案事項等

○ 会員からの質疑事項等

件名	回答内容等
<p>1 消防署への提出書類について 軽微な工事で設置届提出時、防火対象物変更届が提出されていない場合、受付してもらえない時があるので、再度確認したい。</p> <p>2 防火対象物変更届が伴う工事の届出について 軽微な工事の場合設置届を所轄消防署に提出しますが、防火対象物変更届が提出されない限り設置届を受理いただけない場合があります。良い解決策はないでしょうか。</p>	<p>1, 2 平成27年度の質疑事項1を参照。 仙台→防火対象物変更届出書と消防設備設置届出書は別の届出なので受付けるが、変更届がないと消防用設備の違反を見逃す場合は受付を保留することもある。変更届出書の行政指導は管理権原者になる。 立入検査の時にオーナーに指導することも可能なので、受付の時に相談してほしい。</p> <p>2 仙台→解決策は、各署の担当者を集めてこの件の話をした。さらに、設置届の処理を早くする方策を年度内に実現したい。</p> <p>石巻→当該建築物の面積、間仕切り変更等があれば、原則変更に伴う届出は必要になる。その際、図面がない場合は、消防本部で持っている図面もあるので相談してほしい。</p>
<p>3 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用の中で、消防用設備等設置届出書の当日の受付（返却）は可能でしょうか。お伺いいたします。</p>	<p>栗原、登米、大崎、石巻、気仙沼 →後日返却。検査済証の交付が前提なので、事務処理上当日返却は困難。</p>
<p>4 自動火災報知設備における消防用設備設置届書の（その2）へ感知器の個数を記入する場合、対象感知器の個数でよろしいかお伺いいたします。</p>	<p>栗原、登米、大崎、石巻 →全個数記載。工事した個数をカッコ書き。</p>
<p>5 防火対象物への査察や指導について 要改善事項の修繕をお願いしてもなかなか改善してくれない物件があります。そのような物件に対して優先して指導・査察をしていただいていると思いますが、さらにお伺いしたいです。</p>	<p>仙台市→点検報告の届出の際に情報をいただければ出来るだけ優先して対応したい。</p>
<p>6 検査対象防火対象物について（令第35条第1項） 検査を受けなければならない防火対象物が明記されていますが、延べ面積300㎡以上となっていますので、300㎡未満については、検査は必要ないと判断して良いのでしょうか。 (例) 4項 290㎡ 設備：消火器、非常警報、誘導灯</p>	<p>名取→300㎡未満であれば検査対象としない。施主が文書必要な時は設置届を受付し証明するケースもある。 岩沼→300㎡未満の防火対象物は、条例で防火対象物使用開始届の該当となる。 仙台→消防検査は特定一階段等防火対象物でなければ受検義務はない。建物管理権原者から消防検査済証の交付の希望がある場合、本来届出義務がないことを承知の上で設置届を提出いただき消防検査を行い検査済証を交付することもある。 ※防火対象物の使用開始に際しての、立ち入り検査は消防法17条の3の2で規定する消防検査とは異なるので、立ち入り検査の際の消防設備士の立会いは法的義務はない。</p>

件名	回答内容等
<p>7 自動火災報知設備着工届について（法第 17 条の 14）</p> <p>着工届を提出する時に添付する図書の中で仕様書とありますが、今まであまり求められたことがありません。しかし最近、提出を求める消防署職員の方がいる為、なぜ今、必要になったのか理由を教えてください。</p>	<p>黒川、石巻、登米、栗原、仙台 ほか →着工届に添付している。</p> <p>仙台→県内消防本部全体で取扱いを統一する話をしたことも、消防庁、県からの話もない。仙台市では設備担当がベテランから若手に代わっており、取扱いが変わった要因の一つかもしれない。これについては、消防局から 6 消防署が統一した内容になるようもう一度確認していきたい。</p>
<p>8 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）の点検について</p> <p>点検時に 119 番通報を認めている消防署と認めていない消防署はどこになりますか。</p> <p>火災通報試験器で正常でも電話回線に問題がある場合、正常、不良の判断が難しいので、希望として点検時に 119 番通報を認めていただければありがたい。また、火報連動の物件も多くなっているため、併せて 119 番通報が可能な消防署を確認したい。</p>	<p>栗原、岩沼、黒川、大崎、塩釜、仙台 →認めていない。</p> <p>塩釜→消防訓練と抱き合わせで計画し、事前に届出いただければ対応できるので消防署に相談してほしい。</p> <p>名取、登米、亘理、石巻、仙南、気仙沼 →事前連絡し予定を決めて認める。</p> <p>仙台→消防設備点検の時に電話回線が変わっていた場合には消防署に相談してほしい。</p>
<p>9 昨年 6 月に施行になりました防火設備検査に伴い、消防設備点検の範囲はどこまでの内容で実施するものなのか教えてください。</p> <p>現在、消防設備点検内で防火戸、防火シャッター等について連動確認、全閉確認まで実施しておりますが、本来の点検では必要なのか、必要でないのか教えてください。</p>	<p>平成 27 年度の質疑事項 12 を参照。</p> <p>消防課→回答は昨年と同様になる。所管法令が異なるので防火設備については消防法に基づく点検義務はない。消防設備と防火区画が絡むような部分があれば点検義務が生じる。</p>

○ 消防機関からの質疑事項等

件 名	回 答 内 容 等
<p>1 住宅用火災警報器についての情報提供をお願いします。 (石巻地区広域消防本部)</p> <p>(1) 現在販売されている住宅用火災警報器のうち、自動試験機能付きの販売割合は (%)。</p> <p>(2) 現在販売されている住宅用火災警報器のうち、連動式の販売割合は (%)。</p> <p>(3) 自動試験機能付きの価格帯は (1 個あたり)。</p> <p>(4) 連動式の価格帯は (1 個あたり)。</p> <p>(5) 連動式の販売割合が増えた場合は、価格低下は見込まれるのか。</p> <p>(6) 住警器を交換する際、同メーカーであればベース (取付部) はそのまま使用可能か。</p> <p>① ベース (取付部) を含めて交換しなければならないか。</p> <p>② 他メーカー同士であればどうか。</p>	<p>(1) 100%</p> <p>(2) 2%程度～10%程度</p> <p>(3) 2,300 円程度～4,000 円程度</p> <p>(4) 6,200 円程度～8,500 円程度</p> <p>(5) 現状通り～見込まれる。 性能が高い分メーカー製作コストもかかることから、大幅な価格低下とはいかないと思われる。</p> <p>(6) ① 同じメーカーであればベースはそのまま使用可能ではあるが、古い製品では現行品とベースが合致しないものもある。 ベースが劣化している可能性があるため、ベースも同時交換を推奨する。</p> <p>② 使用不可となる。</p>

その他消防機関からの情報提供等

件 名	回 答 内 容 等
<p>1 連動型の火災通報装置は、119 番が出ない場合は何度も繰り返し通報するが、119 番で受信して逆信しても通報側が出ない場合、何度も通報してくる対象物があった。全メーカーなのか、そのメーカーなのか、プログラムの不具合なのかを聞きたい。 (岩沼市消防本部)</p>	<p>会員→普通はありえない。消防署に通じた時点で通報の目的を果たしている。消防が出ないと出るまで何度でも通報する。火災現場側は避難誘導や避難で逆信に出られない場合は出なくて良いと説明をしている。</p> <p>岩沼→メーカーではないのであればプログラムの不具合ということで対応したい。</p>